

第1章 計画の基本的な考え方

計画の趣旨

わが国は、物質的、経済的な豊かさを達成し、さらに国際社会の中でその役割が大きく期待されるようになった今日、私たちは、精神的な豊かさや真にゆとりのある生活の実現を図ることが求められています。また、家族形態や地域社会の変化、ライフスタイルや価値観が多様化していく中で、女性の果たす役割は大きく変化し、女性の能力発揮に対する社会的要請がますます進んでいます。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性の違いによる役割分担意識は、依然として根強く残っている現状があり、女性の社会進出や経済的自立を阻む結果となり、すでに社会進出している女性にとっても、仕事のみならず、家庭や子育て、高齢者の介護、地域とのかかわりなどが大きな負担となっています。

少子高齢化の進展、経済活動の成熟等、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっています。

本計画は、男女共同参画社会基本法の基本理念「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現し、男女共同参画社会を形成する」に基づき、男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

これまでの取り組み

(1) 世界の動き

国連は1972年（昭和47年）の総会で、男女平等を目指し、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め「平等・開発・平和」を目標に掲げて女性の地位向上のために世界的行動をとることを宣言しました。

1975年（昭和50年）6月に、メキシコシティで開かれた「国際婦人年世界会議」では、この目標を実現するための「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択されました。

この計画は、男女が差別されることなく社会的、経済的利益を享受するとともに、社会の進歩に貢献することを基本理念とし、その具体的目標を達成するために、世界的規模で行動すべき課題を示したものです。さらに、国連は「国際婦人年」に続く10年間を「国連婦人の十年」と定め、加盟国に対し「世界行動計画」の達成を呼びかけました。1980年（昭和55年）には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年」中間年世界会議が開かれ「国連婦人二十年後半期行動プログラム」が採択されました。

このプログラムは、「雇用・健康・教育」を中心に、特に留意すべき優先分野を示し各国政府がとるべき行動を掲げ勧告したものです。この会議では、最も大きな成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」いわゆる「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

1985年（昭和60年）7月の「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議では、「国連婦人の十年」に掲げられた目標達成のための努力を西暦2000年にむけて継続することを確認するとともに「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」いわゆる「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1990年（平成2年）には、国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第一回見直しと評価に伴う勧告及び結論」いわゆる「ナイロビ将来戦略勧告」が採択されました。

1995年（平成7年）には、「平等、開発及び平和のための行」をスローガンに北京で第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上に向けた国際的な指針となる「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。

そして、2000年（平成12年）ニューヨークの国連本部では、「女性2000年会議」が開催され「行動綱領」の実施状況の検討及び評価に基づき「政治宣言」とその実施を促進するための「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005年（平成17年）には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目ということ で定例の国連婦人の地委員会を閣僚級会合に格上げして開催し、第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

（2）国の動き

国においては、「国際婦人年」を契機に1975年（昭和50年）に総理大臣を本部長とする婦人問題 企画推進本部を設置、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し向こう10年間の女性に関す る行政の課題及び施策の方向を明らかにし総合的、体系的な施策を推進しました。この結果、「男 女雇用機会均等法」の制定など法制面での男女平等が整備され、1985年（昭和60年）6月には、「国 連婦人の十年」の最大の成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女 子差別撤廃条約）」を批准しました。

1986年（昭和61年）にはナイロビ将来戦略の趣旨を受けて、推進本部を拡充し、翌年5月に「西 暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、さらに1991年（平成3年）5月にナイロビ将来戦 略勧告を受け第一次改定を行い、男女平等の理念に基づき、男女が家庭や社会のあらゆる分野に共 同で参加し、作り上げる「男女共同参画型社会の形成」をめざし、女性政策を推進していくことと しました。

さらに、1993年（平成5年）7月の推進本部の決定による「男女共同参画社会づくりに向けての 推進体制の整備について」を受けて、翌年6月に総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会 を設置すると同時に、同年7月には閣僚級による男女共同参画推進本部を発足し、女性に関する施 策の推進を図り、平成8年（1996年）には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」 の答申を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され「女性の人権擁護される社会の形態」な ど4つの基本目標と11の重点目標がかかげられました。

そして1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ た「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000年（平成12年）には、「男女共同参画社会 基本計画」が策定され、2005年（平成17年）に少子化・男女共同参画担当として内閣府特命担当大 臣が誕生し、その12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

（3）新潟県の動き

新潟県においては1977年（昭和52年）民生部青少年福祉課に婦人問題担当窓口が設置されて以来、 国の「国内行動計画」を基本に女性行政に取り組み、1985年（昭和60年）には、10年間の婦人施策 の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」が策定されました。

1992年（平成4年）には、民間有識者からなる新潟県女性問題協議会から「新潟県婦人対策の方 向の改定についての意見報告」が提出されたのを踏まえ、「婦人対策の方向」の全面改定を行い「に いがたオアシス女性プラン」が策定されました。

1993年（平成5年）には、（財）新潟県女性財団が設立され、新潟県女性センターを拠点とした、女性の自立と社会参加の促進に向けた機能の充実が図られました。

1996年（平成8年）には、21世紀における男女共同参画社会の構築に向けた指針として、国の内外における女性問題解決への動きや、少子高齢化、国際化に対応するため「ニューにいがた女性プラン」が策定されました。

2001年（平成13年）には「ニューにいがた女性プラン」の計画期間満了により、男女共同参画基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定されました。2002年（平成14年）4月に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」が制定され、この条例に基づき「男女平等推進相談室」が新潟ユニゾンプラザ内に開設されました。

2006年（平成18年）3月、平成18年度から平成24年度までの7年間を計画期間とする「新潟県男女共同参画計画」が新たに策定されました。

（４）佐渡市の動き

2004年（平成16年）3月1日、島内10市町村が合併をして「佐渡市」が誕生しました。これまでの各市町村の取り組みを継承し、女性の地位向上に向けて取り組みの基礎づくりをしてきました。

2005年（平成17年）4月より企画情報課内に「市民参加推進室」を設置し、同年6月に佐渡市男女共同参画計画検討委員会を立ち上げると同時に、男女共同参画社会の実現にむけての取り組みを始め、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い住民意識の把握を実施して、計画策定をスタートさせました。

計画の基本理念

男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下の通りとします。

- ・互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会
- ・地域や職場における性差別の解消、家庭生活における男女共同参画社会
- ・政策・方針決定過程における男女共同参画社会
- ・仕事と家庭・地域生活の両立ができる男女共同参画社会
- ・国際的な動向を踏まえた男女共同参画社会

計画の性格

- （１）この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、市民と行政の協働、企業・団体と連携して取り組むべき施策の方針を示した、佐渡市の男女共同参画社会の形成に関する基本的で総合的な計画です。
- （２）この計画は「意識調査」「団体からの聞き取り調査」等、市民の意識を反映し、佐渡市男女共同参画計画検討委員会の答申に基づき策定したものです。
- （３）この計画は、「佐渡市総合計画～基本計画（前期）～」並びに、市の各種計画との整合性を図り、策定したものです。

計画の期間

- (1) 平成19年度から平成26年度までの8年間です。
- (2) 「佐渡市総合計画」の見直し時期にあわせて見直しを行うことを基本としますが、計画の実施状況や社会状況の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

計画の体系

「気づけば島は変わります 男女共同参画」

を推進するために、4つの基本目標と12の重点目標を定めます。

基本目標		重点目標	
I	男女平等意識の啓発	1	家庭における男女平等意識の促進
		2	男女平等の視点で慣行や社会通念の見直し
		3	保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発
		4	生涯学習における男女平等教育の推進
II	女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり	1	女性に対するあらゆる暴力の根絶
		2	生涯を通じた女性の心身の健康づくりへの支援
III	男女共同参画が確保される労働環境づくり	1	就業機会の均等と労働環境の条件整備
		2	職業生活と地域生活両立のための就業環境の整備
		3	農林水産業・商工自営業の男女共同参画の確立
IV	男女が共に参画できる活力あるまちづくり	1	あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進
		2	防災・災害復興への女性参画の促進
		3	在住外国人女性のまちづくりへの参加促進